

串間市子どもの未来応援計画策定業務委託仕様書

1 業務名

串間市子どもの未来応援計画策定業務

2 業務の目的

子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）の基本理念にのっとり、本市の子どもの貧困対策に係る教育・福祉施策の方向性を検討するため、子どもの置かれている環境、子育て世帯の経済状況、生活状況、子どもへの影響、支援ニーズ等について調査・分析を行い、この調査結果を基礎資料として活用し、子どもの未来応援計画を策定することを目的とする。

3 履行期間

契約締結の日から平成 30 年 3 月 23 日まで

4 履行場所

本市の指定する場所

5 業務の内容

(1) 実態調査の調査票の設計

①調査票（案）の提出

以下の 5 対象に対して行う調査票（案）をそれぞれ 1 種類作成し、本市に提供するものとする。調査項目については、世帯の構成、収入、生活状況、行政支援の利用状況、子どもの生活習慣、学習習慣など国や他自治体等の調査結果と一定の比較が可能な内容を基本とする。

②受託事業者が提供した調査票（案）を基に本市が協議・決定した調査内容で調査票を作成し、必要部数を印刷するものとする。

対象	必要部数
ア 小学校 6 年の児童向け	130
イ 上記アの児童を持つ保護者	130
ウ 中学校 3 年及び高等学校 2 年の生徒向け	225
エ 上記ウの生徒を持つ保護者向け	225
オ 0 歳から 6 歳児までの未就学児を持つ保護者向け（無作為抽出）	500

※アからエの調査票の配布・回収は本市が関係各所を通じて行うものとする。

オは、本市が郵送により配布・回収するものとする。

- (2) 現状の課題把握及び分析
串間市の現状の課題把握及び分析を行う。
- (3) 実態調査の取りまとめ作業及び分析等
- ①回収した調査票のデータ入力
 - ②調査結果の集計（単純集計・クロス集計）
 - ③調査結果の分析及び考察
前頁（1）のアからエについては、保護者と児童・生徒の紐づけ分析を行うこと。
ただし、小学校6年、中学校3年及び高等学校2年のいずれかの組み合わせで兄弟姉妹がいる場合は、一番年長の生徒のみ保護者との紐づけ分析を行うこと。
 - ④上記①から③までを踏まえた調査結果報告書の作成
- (4) 計画策定支援
- ①関連資料の収集・整理及び分析
 - ②計画素案の作成
- (5) 計画書の構成
計画書の構成はおおむね次のとおりとする。
- ①目次
 - ②計画策定の趣旨
 - ③串間市の子どもを取り巻く現状及び課題
 - ④計画の基本理念・基本方針及び指標・目標
 - ⑤指標の改善に向けた取り組み
 - ⑥実態を踏まえた計画の推進について
- (6) その他
- ①4回程度行われる策定会議の会議資料の作成。（電子メールにより送付すること。）
 - ②本市職員との打ち合わせ（適宜）

6 成果品

調査結果報告書（表紙・本文1色）	30部及び電子データ
上記の概要版	電子データ
計画書（表紙カラー、本文1色）	60部及び電子データ
上記の概要版	電子データ

7 その他

- (1) 受託事業者は、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。
- (2) 受託事業者は、業務を円滑に遂行するために、逐次本市と連絡調整を行わなければならない。
- (3) 業務完了後、受託事業者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所が発見された場合は、受託事業者は速やかに本市が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託事業者の負担とする。
- (4) 本仕様書に記載のない細部事項は、本市と受託事業者が協議のうえ定める。